

平成24年1月31日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月31日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 宮園福祉 江戸川営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中野区中央3-13-11 (営業所) 東京都江戸川区西一之江4-13-20
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 25日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成23年7月5日に監査を実施したところ、 高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める 特別な指導をしていなかったこと、他1件の違反 が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成24年1月31日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月31日
(2) 事業者の氏名又は名称	三玉運送 有限会社                      本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市元本郷町1-19-1 (営業所) 東京都八王子市元本郷町1-19-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止              60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項    他4件
(6) 違反行為の概要	平成23年7月8日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他4件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数    6点 当該事業者の累積点数    6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成24年1月31日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月31日
(2) 事業者の氏名又は名称	狩野 美希 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市佐野町3-1-4 (営業所) 神奈川県横須賀市長沢6-45-14
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 95日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第28条の2第1項 他10件
(6) 違反行為の概要	平成23年3月2日に監査を実施したところ、運行指示書を作成していないものがあったこと及び運行指示書に定められた事項が記載されていないものがあったこと、他10件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成24年1月31日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月31日
(2) 事業者の氏名又は名称	大新東 株式会社 神奈川営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市調布ヶ丘3-6-3 (営業所) 神奈川県横浜市都筑区中川3-29-18
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成23年6月16日に監査を実施したところ、 高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特 別な指導が不適切であったこと、他1件の違反が判 明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満  
たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送  
事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成24年1月31日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成24年1月31日
(2) 事業者の氏名又は名称	ローランド観光バス 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県渋川市石原字熊野201-5 (営業所) 群馬県渋川市石原字熊野201-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第1項 他8件
(6) 違反行為の概要	平成23年7月7日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であったこと、他8件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)